

評価委員会の役割について

1 地方独立行政法人法の改正概要

地方独立行政法人の適正な業務の確保を目的として、地方独立行政法人法（以下「法」という。）が改正された（平成30年4月1日施行（一部平成32年4月1日施行））

＜主な改正内容＞

- (1) 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入
- (2) PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
 - ・評価委員会の役割の見直し
 - ⇒評価委員会条例の改正が必要

2 岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例の改正（予定）概要

法改正の趣旨を踏まえ、法に定めるもののほか、以下のとおり評価委員会の権限を規定。

- 法改正により評価主体が評価委員会から知事に変更されたため（公立大学法人を除く。）、評価に関する権限を条例で規定 [事項④⑥]
- 法改正により一部削除された権限を条例で規定 [事項②、⑦～⑪]

3 法及び条例改正後の評価委員会の役割（平成30年4月1日施行）

- 知事が行う事項①～⑫について、知事に意見を述べること。
- 公立大学法人の業務実績評価（各年度の評価、中期目標期間の評価及び見込評価）を行うこと。
- 役員報酬等支給基準に関し知事に意見を申し出ること。

事項	現行法		改正法		条例 (改正予定)
	主体	委員会の 意見聴取	主体	委員会の 意見聴取	
① 中期目標の策定・変更	知事 [法第25条]	○	知事[法第25条]	○	
② 中期目標策定・変更の認可	知事 [法第26条]	○	知事 [法第26条]	— ※2 ※3	○
③ 中期目標期間終了時の検討	知事 [法第31条]	○	知事[法第30条]	○	
④ 各年度の業務実績評価	評価委員会 [法第28条]	→	知事【変更】※1 [法第28条]	— ※3	○
⑤ 中期目標期間終了時の業務実績見込の評価			知事【新設】※1 [法第28条]	○	
⑥ 中期目標期間の業務実績評価	評価委員会 [法第30条]	→	知事【変更】※1 [法第28条]	— ※3	○
⑦ 業務方法書の認可	知事 [法第22条]	○	知事 [法第22条]	— ※3	△ 知事が 必要と 認める 事項
⑧ 財務諸表等の承認	知事 [法第34条]	○	知事 [法第34条]	— ※3	
⑨ 剰余金・積立金の使余の承認 (法第40条第3項又は第4項)	知事 [法第40条]	○	知事 [法第40条]	— ※3	
⑩ 限度額超の短期借入・借換えの 認可(法第41条第1項但書又は第 2項但書)	知事 [法第41条]	○	知事 [法第41条]	— ※3	
⑪ 要領超過額超過額不納付 の認可(法第42条の2第3項但書)	知事 [法第42条の2]	○	知事 [法第42条の2]	— ※3	
⑫ 重要な財産の処分	知事 [法第44条]	○	知事[法第44条]	○	

※1 公立大学法人の評価主体は、引続き評価委員会として法定。

※2 公立大学法人については、評価委員会への意見聴取事項として法定

※3 条例の定めにより、評価委員会の意見聴取の機会を設けることが可能。

(参考1) 目標設定、評価等の流れ

※下線部については、意見聴取する場合、条例で規定することが必要なことを示す。

1 目標設定

(1) 中期目標 [作成：県]

- ・地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を、知事が議会の議決を経て定め、法人に指示する。(評価委員会の意見を聴く)

(2) 中期計画 [作成：法人、認可：知事]

- ・中期目標を達成するための具体的計画を法人が作成し、議会の議決を経て知事が認可する。(評価委員会の意見を聴く)

※公立大学法人の場合は、評価委員会の意見聴取のうえ知事が認可する。(議会の議決不要)

- ・評価結果の反映の義務付け【新設】

(3) 年度計画 [作成：法人]

- ・事業年度の業務運営に関する具体的計画を法人が作成し、知事に届け出る。
- ・評価結果の反映の義務付け【新設】

2 業務実績評価 ※公立大学法人に係る評価委員会の役割に変更はない。

(1) 各年度の業務実績評価 (評価の時期：毎事業年度終了後)

- ・当該事業年度における業務実績の評価を、知事が行う。(評価委員会の意見を聴く)

(2) 中期目標期間終了時の業務実績見込の評価 (時期：中期目標期間最終前年度終了後【病院】、中期目標期間最終前々年度の終了後【看大】)

- ・中期目標期間終了時の業績見込の評価を、知事が行う。(評価委員会の意見を聴く)

(3) 中期目標期間の業務実績評価 (時期：中期目標期間終了後)

- ・中期目標期間の業務実績評価を、知事が行う。(評価委員会の意見を聴く)

3 中期目標期間終了時の検討

(1) 中期目標期間終了時の検討 (時期：中期目標期間終了時まで)

- ・中期目標期間終了時の業績見込の評価を行ったときは、知事は、中期目標期間の終了時まで、当該法人の業務の継続又は組織の存続の必要性等の検討を行い、その結果に基づく所要の措置を講ずる。(評価委員会の意見を聴く)